

第3節 新たな体制の下での北海道開発 国土交通省

北海道開発局は、設置以降、北海道総合開発の進展、新規行政需要等の増大に伴い、所掌事務が逐年増大したとともに、その内容は多様化が進んだことから、新河川法の施行による水系一貫主義の総合開発の方針、石狩川の一級河川の指定、国の直轄管理の施行を契機として、昭和40年に石狩川治水事務所を石狩川開発建設部に、第5期北海道総合開発計画の展開に即した試験研究体制の整備を図るため、昭和63年に土木試験所を開発土木研究所にそれぞれ名称変更するなど、所要の組織拡充強化等が図られてきたところである。

その後、平成9年12月に取りまとめられた「行政改革会議最終報告」を始めとする一連の中央省庁等改革に伴い、北海道開発庁及び北海道開発局は国土交通省に統合され、北海道開発局の組織体制にも大きな変革をもたらすこととなった。中央省庁等改革以降の北海道開発行政を取り巻く主な動きは次のとおりである。

1 中央省庁等改革

(1) 行政改革会議最終報告

平成8年1月に発足した橋本内閣の下、同年11月に設置された行政改革会議においては、将来求められる国家・行政の機能を根本的に問い直すことを基本に、複雑多岐にわたる行政課題に対し、縦割り行政を超えて国民本位での確かつ効率的に対応できる組織体制を作り上げることを目的とし、具体的検討事項の一つとして「中央省庁再編の在り方」が掲げられた。同会議の最終報告は平成9年12月に取りまとめられ、「官から民へ」「国から地方へ」を原則として規制緩和、地方分権、官民役割分担の徹底、行政のスリム化・重点化を積極的に推進するとした上で、内閣府を含めた1府12省庁の省庁再編案が提示された。この最終報告において取りまとめられた北海道開発行政に関する事項の概要は、以下のとおりである。

- ① 建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁を母体に国土交通省を設置する。
- ② 国土交通省は国土の総合的、体系的な開発・利用、そのための社会資本の総合的な整備などを任務とする。
- ③ 北海道開発行政は、国土交通省が現行の北海道開発庁の任務、機能を継承し、関係予算の一括計上を行う。農林水産省への予算の移替えや北海道開発局に対する指導監督は従来と同様とする。
- ④ 国土交通省本省は、原則として企画立案、総合調整業務を行う。地方建設局、港湾建設局等をブロック統合し、当該地方支分部局に予算の一括計上、公共事業の執行権等を与える。現行の北海道開発庁の北海道開発局は、この考え方に立ち、国土交通省に置き、引き続き現行どおり予算の一括計上を行う。
- ⑤ 地方公共団体への権限の大幅移譲、公共事業の実施に関する事務の地方支分部局への委任を進める。

(2) 中央省庁等改革基本法及び同法施行法

政府は、行政改革会議最終報告を受けて「行政改革会議最終報告に関する対処方針」を閣議決定するとともに、同報告の内容を「中央省庁等改革基本法案」として国会に提出した。同法案は平成10年6月に可決成立し、公布・施行された。その後、平成11年12月に成立した同法施行法により、新たな体制への移行時期は平成13年1月6日に決定された。

(3) 中央省庁等改革における北海道開発体制の再編

中央省庁等改革基本法に基づき内閣に設置された中央省庁等改革推進本部は、平成11年1月には「中央省庁等改革に係る大綱」を本部決定し、同年4月には「国土交通省設置法案」を始めとする17本の関連法案及び「中央省庁等改革の推進に関する方針」を本部決定した。

これら一連の決定により、中央省庁等改革における北海道開発体制は、次のように再編されることとなった。

- ① 国土交通省の所掌事務に北海道開発の推進に関する事項を規定する。
- ② 国土交通省は1官房13局とし、うち1局は北海道関係の局とする。
- ③ 北海道開発審議会については、その機能を国土審議会へ移管した上で、廃止する。
- ④ 開発土木研究所については、平成13年4月に独立行政法人に移行する。
- ⑤ 建設機械工作所については、特殊機械の一括購入等の事務を北海道開発局に移管するとともに、保有する機械等の整備、点検、検査業務の民間委託を推進する。また、災害対策用機械の管理・運用など防災業務等の実施体制を確保した上で府省再編時まで廃止する。

(4) 国土交通省の設置及び組織に関する法令

平成11年7月に可決成立した国土交通省設置法においては、その所掌事務として北海道開発に係る事項が規定され、北海道開発局については、①国土交通省の地方支分部局として従前どおり農業部門を含めた総合的な現地機関として北海道開発局を設置する、②北海道開発局は、直轄事業の実施に加え、補助金の交付、都市計画、建設業の振興等本州等において地方整備局が所掌することとなる事務を新たに分掌すること等が規定された。これにより、従前4省庁（農林水産省、運輸省、建設省及び北海道開発庁）の下部機関であった北海道開発局は、2省（農林水産省及び国土交通省）の下部機関になることとなった。

国土交通省設置法の成立を受け、平成12年5月には国土交通省組織令が閣議決定され、同年8月には国土交通省組織規則及び北海道開発局組織規則が制定された。これらにより、国土交通省本省に北海道開発を担当する北海道局が置かれ、北海道開発局には、新規業務に対応するための新たな組織として事業振興部が設置され、部内には、都市計画決定の同意及び都市計画事業の認可等の都市計画行政等を所掌する都市住宅課や建設業及び宅地建物取引業に係る大臣許可・大臣免許並びに建設関連業の登録に係る事務及び指導・監督といった事務を所掌する建設産業課といった新たな課が設置されるとともに、既存の各部にも、補助事業関係業務を担当する新たな課が新設されることとなった。また、建設機械工作所の廃止に伴う防災業務等の実施体制を確保するため、本局事業振興部に防災・技術センターが新設されることとなった。なお、北海道開発局に置かれていた局長官房及び港湾部は、開発

監理部及び港湾空港部にそれぞれ名称変更された。

(5) 新たな北海道開発体制の発足

前項において述べた国土交通省の設置及び組織に関する法令は平成 13 年 1 月 6 日に一斉に施行され、追って同年 4 月には開発土木研究所が独立行政法人化された。ここに、中央省庁等改革を経た新たな北海道開発体制がスタートしたのである。

なお、中央省庁等改革は以上に述べたように北海道開発行政に大きな変革をもたらしたが、開発計画調査の一部を分掌し、北海道総合開発計画を推進するという、次項において詳述する北海道開発局の特色の一つでもある機能は維持されることとなった。

2 北海道開発局の特色

北海道開発局の特色としては、次のような諸点を挙げることができる。

第 1 は、北海道開発局が総合的な事業実施官庁であることである。

国の直轄公共事業を実施している農林水産省及び国土交通省の地方支分部局として地方農政局及び地方整備局があるが、北海道開発局はこれらの各機関を総合的に一元化した性格のものであり、北海道開発事業の効果的な推進のため、各関係事業を有機的な連係の下に総合的に計画し、実施すべきであるという要請に適合する機関であることである。

治水利水と農業開発、道路整備と農業開発や港湾整備などの関連にみられるように、開発事業は、各事業相互間の密接な連係の下に総合的に実施することにより、その目的とする事業効果を十分に達成することができるものである。北海道開発局が、本局はもとより、下部機関である開発建設部においても総合的な事業実施機関として一元的に組織されていることは、開発事業実施機関の在り方として注目に値するものである。

第 2 は、北海道開発局と上部機関との関係である。

北海道開発局は、国土交通省の地方支分部局であるが、農業水産事業の実施については農林水産大臣、その他の事業の実施については国土交通大臣の指導監督を受ける。

このような上部機関の多元性は、旧北海道開発庁がその設置に当たり企画官庁としての性格にとどまらざるを得なかった事情や、北海道開発局設置の際における関係各省との意見調整、国土交通省への移行の際に農林水産省への予算の移替えや北海道開発局に対する指導監督は従前と同様とされた経緯によるものであり、他に例を見ないところである。

第 3 の特色は、北海道開発局が開発計画調査の一部を分掌することである。

開発事業の効果的実施のためには、的確かつ綿密な調査に基づいた総合開発計画の策定が必須の要件であり、このために北海道局が設置されたのであるが、単に北海道局が調査を行うだけではなく、現地機関にもその一部を行わせることが有効かつ適切な総合開発計画の策定に資するものと考えられた。このため、北海道開発局が開発計画調査の一部を分掌することとなったものであり、このことは北海道開発局が設置された理由の一端ともなっている。

また、事業実施機関である北海道開発局において開発計画調査の一部を分掌することは、その成果を各事業の実施に係る調査、計画に直接反映させることにより、各事業計画の総合性を確保し、総合開発

計画に即応したものとすることができるのである。

3 北海道開発局の内部組織及び業務分担

北海道開発局の内部組織である開発監理部、事業振興部、建設部、港湾空港部、農業水産部及び営繕部の業務分担は、次のとおりである。

開発監理部＝北海道開発局の所掌事務に関する総合調整、開発計画の調査、調整及び推進並びにアイヌ施策の推進に関すること等を所掌する。

事業振興部＝都市、住宅、河川、道路、港湾、農業及び漁港の補助事業に係る手続、都市計画行政、住宅行政並びに建設産業の監督及び振興に関すること等を所掌する。

建設部＝河川及び道路に係る公物管理業務、治水事業及び道路整備事業を所掌する。

港湾空港部＝港湾整備事業及び空港整備事業を所掌する。

農業水産部＝農業農村整備事業及び漁港漁村整備事業を所掌する。

営繕部＝営繕工事の企画、立案、設計及び施工に関すること等を所掌する。

北海道開発局の機構

○本局

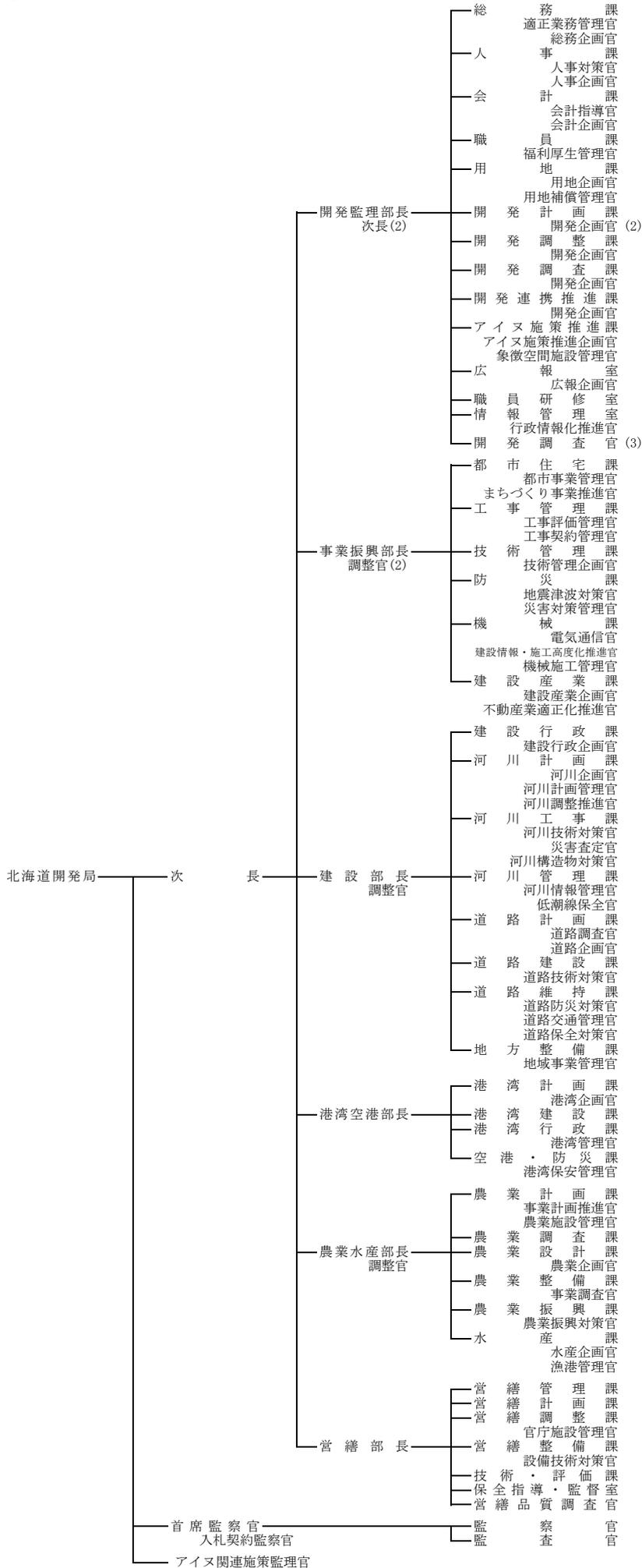
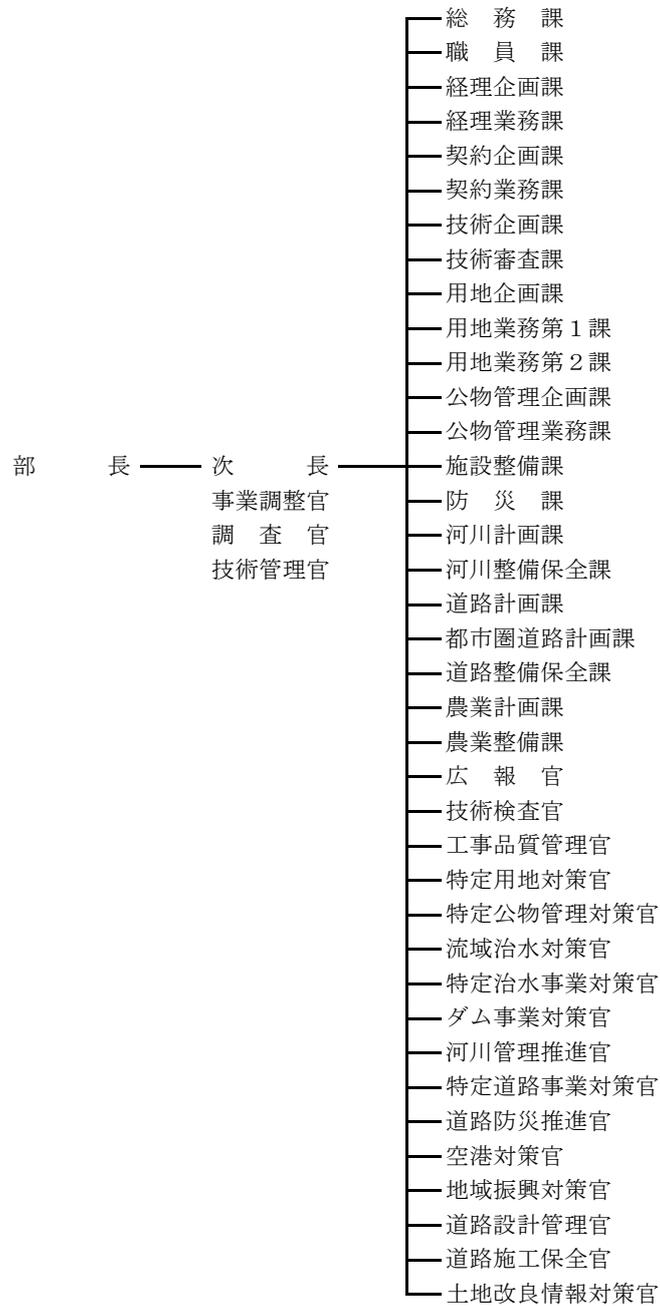
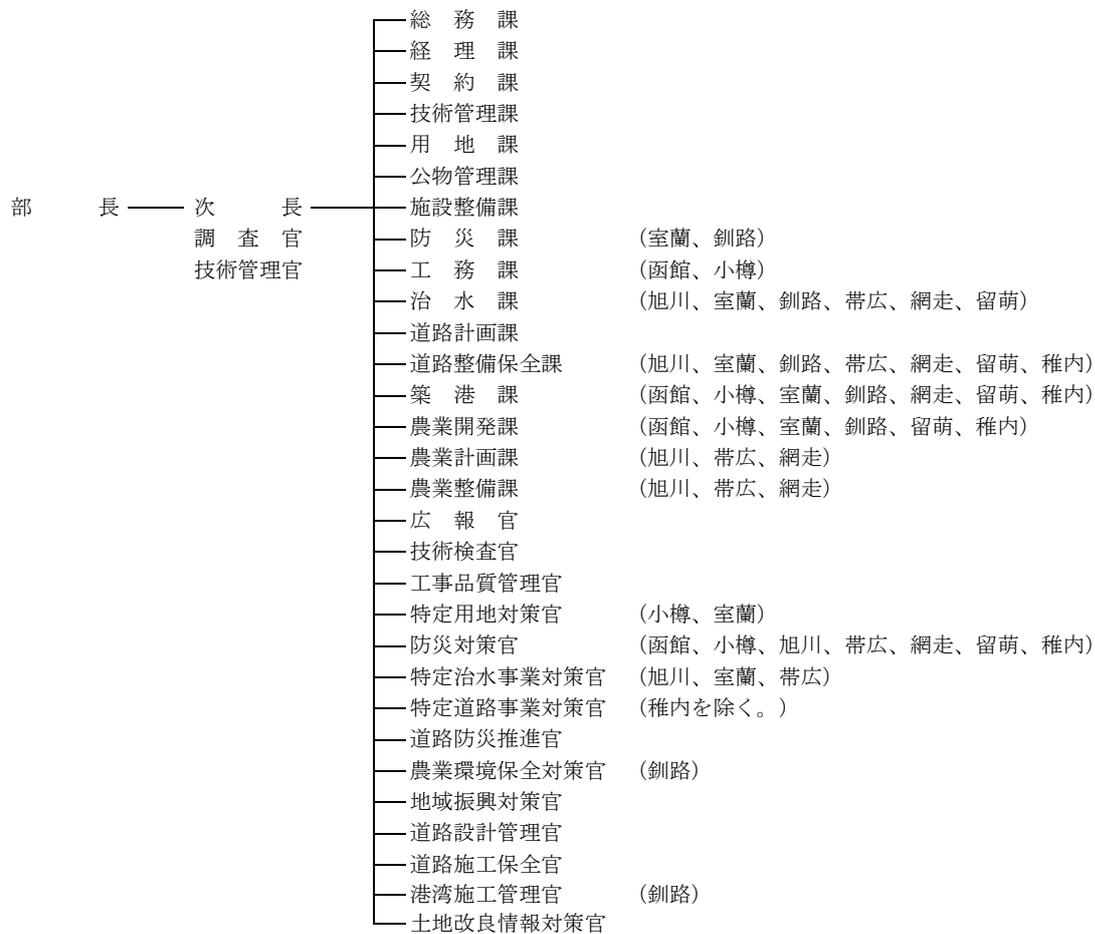


表1-3-2

○札幌開発建設部



○函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、網走、留萌、稚内開発建設部



(注) 括弧書きのない課等は、すべての開発建設部に設置されている。

表1-3-3 部門別事務所・事業所等箇所数

部門別	区 分	事務所	事業所等	計
河 川	河 川	15		15
	夕 込	1	4	5
	砂 防		1	1
道 路	-	31		31
港湾等	港 湾	12		12
	空 港		1	1
農 業	-	13	5	18
公 園	-	1		1
混 合	-	4		4
合 計		77	11	88